

千葉県告示第831号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和4年10月14日

千葉市長 神谷 俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団直心会 轟ク リニック	千葉県稲毛区轟町1丁目13番3号	令和4年9月1日から 令和10年8月31日まで
医療法人社団泰恵会 花見 川ホームクリニック	千葉県花見川区幕張本郷2-8-11 一甚ビル201号室	令和4年10月1日から 令和10年9月30日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
新検見川薬局	千葉県花見川区南花園2-2-15 C I-23ビル101	令和4年10月1日から 令和10年9月30日まで